

令和4年度松江市設備導入（新型コロナ対策）支援事業補助金 募集のご案内

この制度は、中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響下で取組む新市場開拓及び生産の効率化を目指す工作機械等に必要な費用を助成することにより、競争力強化を図ることを目的とするものです。

1. 補助対象事業

(1) 概要

区分	設備導入（新型コロナ対策）支援事業
対象事業	新市場開拓及び生産の効率化に必要な設備投資等を行う事業。
対象経費	1台80万円以上（消費税・地方消費税を除く）の工作機械の取得に要する経費
補助率・金額	補助対象経費の1/2以内の額（千円未満切捨）
補助限度額	上限：300万円
申請締切り	令和4年6月17日（金）※審査会対象の事業のみ
審査会	あり（書面審査）（注1）
事業完了日	令和5年2月28日（注2）

注1）補助額100万円（補助対象経費200万円以上）の事業は審査会対象となります。

補助額が100万円以下の事業については、審査会はありません。

注2）令和5年2月28日までに全ての事業（経費の精算等）が完了する必要があります。

(2) 事業例

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げの減少に対応するため、既存の取引先とは異なる新規の取引先を確保し、経営の安定化を図りたいが、新規取引見込み先からの要望に応えるためには新規設備の導入が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな需要が発生。現状の生産体制では、新たな需要に対応できないため、新規設備を導入し、体制構築を図る。

※あくまで例であり、この内容でなければ対象とならないわけではありません。

2. 補助事業者の範囲

- (1) 松江市内に事業所を有する製造業（※）を営む中小企業者

ただし、工作機械等の導入を交付対象事業とする場合は、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人事業主にあつては、市内に1年以上住所を有すること。

※ 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業。

- (2) 市税を滞納していない者

補助事業の完了時に、納期が到来している松江市税について滞納がないこと。

3. 申請等の方法

補助金交付要綱、申請様式等各種書式については、松江市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 必要書類

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 導入する工作機械等の内容等が分かる書類の写し
- ④ 導入する工作機械等に係る見積書等及びその明細の写し
- ⑤ 直近2期分の決算書

- (2) 提出先

松江市 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 0852-60-7101 FAX 0852-25-0300 E-mail:misc@city.matsue.lg.jp

4. 申請後の流れ

(1) 「審査会」開催→「審査結果通知書」：松江市→申請人（補助事業者）

(2) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(3) 「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(4) 「現地調査」：申請人（補助事業者）→松江市→申請人（補助事業者）

※設備の引き渡しを完了したら速やかに松江市へ連絡してください。

※最後に設備等の引き渡しを受けた日から2か月以内で当該経費を支払う前に、市職員による現地調査を受ける必要があります。

(5) 「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(6) 「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市

①事業報告書

②工作機械等の検収を証する書類（検収書、設置完了写真等）

③補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

④領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

⑤市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

⑥その他市長が必要と認める書類

※1 対象経費に消費税等は含まれません

(7) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(8) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」

：申請人（補助事業者）→松江市

(9) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）